



あやめ

Yamamoto Acc office



# 山本総合会計ニュース

編集 発行人  
税 理 士

山本 孝久

〒152-0003  
東京都目黒区碑文谷5-12-1  
TS碑文谷ビル2F  
TEL 03 (3791) 8863  
FAX 03 (3791) 8292

## ◆ 6月の税務と労務

6月

(水無月) JUNE

- 国 税 / 5月分源泉所得税の納付 6月10日
- 国 税 / 所得税の予定納税額の通知 6月16日
- 国 税 / 4月決算法人の確定申告  
(法人税・消費税等) 6月30日
- 国 税 / 10月決算法人の中間申告 6月30日
- 国 税 / 7月、10月、1月決算法人の消費税等の中間  
申告(年3回の場合) 6月30日
- 地方税 / 個人の道府県民税及び市町村民税の納付  
(第1期分) 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払  
届 支払後5日以内

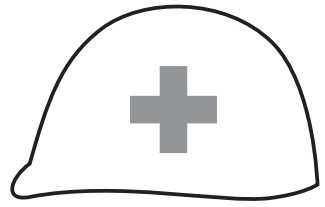
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	.	.	.	.	.

労 務 / 児童手当現況届(市町村役場に提出)

6月30日



**使途秘匿金課税の適用期限の撤廃** 使途秘匿金とは、法人が支出した交際費や機密費等で、費途が明らかでないもの。違法な支出につながりやすいことなどから、支出抑制のため追加課税する特例が時限措置として平成6年に設けられ、適用期限が来るたびに延長されていましたが、平成26年度税制改正で適用期限が撤廃(恒久化)されました。



# 費用徴収制度

## ― 労災保険 ―



政府管掌の労災保険は強制保険で、原則として労働者を一人でも雇用すれば、保険加入の手続き（保険関係成立の届出）を行った上で保険料の納付が義務付けられています。

政府は事業主が労災保険の加入手続きを行わない期間中等に労災事故が発生した場合、被災労働者には通常どおり保険給付を行い、事業主からその費用の全部または一部を徴収することで労災保険の適用促進を図っています。これが費用徴収制度です。

**Q** 労働保険の加入手続きを教えてください。

**A** 労働保険の適用事業とな

ったときは、その日から十日以内に所轄労働基準監督署に「保険関係成立届」（概算保険料申告書は五十日以内に所轄労働基準監督署、所轄の都道府県労働局等に届け出ます）を、雇用の適用事業所となったときは、「雇用保険適用事業所設置届」を設置日から十日以内に所轄ハローワークに提出します。

**Q** 労働保険料の申告・納付手続き（年度更新）

**A** 年度更新について教えてください。

労働保険の保険料は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの一年間（保険年度）

を単位として、すべての労働者（雇用保険については、被保険者に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を掛けて算定することになっています）。

労働保険は、保険年度ごとに概算で保険料を納付し、保険年度末に賃金総額が確定したあとに、精算するという前払い方式をとっています。

手続きが遅れると、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金（納付すべき保険料・拠出金の一〇％）が課されることがあります。

**Q** 指導を受けながら手続きしない間の労災事故

**A** 加入手続きをするよう監督署から指導を受けたのですが、その手続きをする前に事故が発生した場合は、どうなるのですか。

行政機関等（所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署、所轄ハローワーク等）をいう。以下同じ）から労災保険の保険関係成立届の提出（期限は

保険関係成立日の翌日から十日以内）の他所定の手続きを取るよう指導等を受けたにもかかわらず、事業主がその届出をしていない間に労災事故が発生した場合は、「故意に手続きを行わないもの」と認定され、その災害に関し政府が被災労働者に支給した保険給付額の一〇〇％が事業主から徴収されます。

**Q** 届出をしない間の労災事故

**A** 事業開始から二年が経過しては未加入です。先日労働者が仕事中にケガをしたのですが、どのように取り扱われるのですか。

行政機関等から加入手続きについて指導等は受けていないが、事業開始日（労災保険の適用事業所となったとき）から一年経過後も届出を行わない期間中に労災事故が発生した場合には、「重大な過失により手続きを行わないもの」と認定されて、その災害に関し労働者に支給した保険給付額の一〇〇％相当額が費用徴収されます。

この他、保険関係成立届を提出した日から二年前まで遡り労災保険料が徴収されます。

**Q** 概算保険料滞納中の  
労災事故

概算保険料未納中に、労働者が労災事故に遭いました。このような場合、労災保険から給付は行われませんか。

**A** 事業主が、概算保険料のうち労災保険の一般保険料を督促状に指定された期限を過ぎても納付しない間に労災事故が発生した場合、被災労働者には通常の保険給付が行われますが、事業主は督促状に指定された期限から概算保険料完納日の前日までに支給事由が発生したもののについて、給付額に滞納率（最高四〇％）を掛けた額を支払

いの都度負担しなければなりません。ただし、療養開始日の翌日から三年以内に発生したものに限りません（下記も同じ）。

概算保険料総額が四〇万円（労災保険または雇用保険のみ加入している場合は二〇万円）以上

ある場合等には、保険料を毎年四月一日から七月三十一日までの分を七月十日、八月一日から十一月三十日までの分を十月三十一日、十二月一日から翌年三月三十一日までの分を一月三十一日の三回に分けて納付することができず。これを延納とい

**Q** 故意に発生させた  
業務災害

事業主が故意に仕事中に災害事故を発生させたときには、保険給付は行われませんか。

**A** 事業主が故意または重大な過失により発生させた仕

事中の災害（通勤途中の災害を除く）についても前掲と同様被災した労働者に対して保険給付は行われますが、事業主にはその支払いの都度、給付額に三〇％を掛けた額の徴収が行われます。

**Q** 療養給付を受ける労働者  
通勤途中に被災した労働者の治療費の徴収は、どのような方法で行われるのですか。

**A** 政府は療養給付を受ける労働者から一部負担金として二百円を超えない範囲内で費用徴収しますが、実際には、労働者に支払うべき休業給付からその相当額を控除することにより行い、金銭の徴収は行われません。

なお、次の労働者からは費用徴収はしません。  
① 第三者行為により生じた事故で療養給付を受ける労働者  
② 療養開始後三日以内に死亡した労働者その他休業給付を受けない労働者等

**Q** 治療等の保険給付

労災事故の治療を病院で受けた場合の費用も徴収対象となるのですか。

**A** 費用徴収の対象となる保険給付は、療養（補償）給付及び介護（補償）給付を除く

保険給付（休業（補償）給付、障害（補償）給付、遺族（補償）給付、傷病（補償）年金、葬祭料、葬祭給付）です。

なお、事業主からの費用徴収の限度額は、労働基準法の定めによる災害補償の価格とされ、通勤途中の災害は、労働基準法上の災害補償責任はありませんが、保険給付は仕事上の災害に準じているため、費用徴収の限度額も災害補償の価格を用いることになっています。

**Q** 特別支給金

社会復帰促進等事業の一環として行われる特別支給金は、費用徴収の対象になるのですか。

**A** 費用徴収はあくまで被災した労働者に支給した保険給付に限られますので、労災保険独自の給付である特別支給金（休業（補償）給付、障害特別支給金、障害特別年金、障害特別一時金、遺族特別年金、遺族特別一時金、傷病特別支給金、傷病特別年金）は含まれません。

## 入・離職が同一月内の場合

入社月に離職した場合の社会保険料は、月末であるか否かにより大きく異なります。

### 1 健康保険の場合

健康保険の場合は、前月以前から被保険者であった人が月の途中で離職する場合は、その月の保険料は給与から天引きされませんが、月末離職の場合は資格喪失日は翌日となるため、その月分の保険料も徴収されます。

同一月内で入・離職をする場合は、離職日に関係なく1カ月分の保険料が徴収されます。

月の途中で離職した人が国民健康保険に加入する場合は、さらにその月分の国民健康保険料を支払わなければならない、結果的に、同じ月に、健康保険と国民健康保険の両方から保険料が徴収されることとなります。

### 2 年金保険の場合

年金制度の被保険者期間は月を単位に計算され、被保険者の資格取得月から資格喪失月の前月まで算入されます。

就職した月の末日に離職した場合は、被保険者期間が1カ月未満であっても1カ月分の厚生年金保険料が天引きされます。一方、月末以外に離職した場合は厚生年金保険と国民年金両方の保険料が徴収されます。

このように重複して支払った保険料は、国民年金の加入期間が40年未満の場合は国民年金の被保険者期間に算入、40年以上の場合は65歳から支給される「経過的加算」に加算される形で、将来受け取る老齢年金に反映されます。

なお、厚生年金保険の適用事業所を辞め、引き続き厚生年金保険の適用事業所に入社した場合は、直前まで勤務していた会社に申し出て、天引きされた厚生年金保険料を返してもらうことができます。返還請求手続きは、本人ではなく、その会社が管轄年金事務所に行います。

### 支給繰下げの見直し

老齢年金の繰下げ支給は、昭和十七年四月二日以後生まれの受給権者が、六十六歳になる前に六十五歳から受けられる老齢年金を請求していなかった場合、六十六歳からはいつでもその申出をすることができるという制度です。この申出は、六十歳から特別支給の老齢厚生年金を受けていた人もできます。繰下げ支給については、年金

の支給は申出をした月の翌月からになります。申出が七十歳を過ぎてしまうとその間の年金は支給されませんが、今般、平成二十六年四月一日以降に七十歳になる昭和十九年四月二日以後生まれの高齢者からこの制度が見直され、七十歳以後に繰下げの申出をした場合でも、七十歳到達月に申出があったもののみならず、その翌月分から増額された年金が支給されることになりました。

### 国保の保険料限度額が引上げ

国民健康保険(国保)の保険料は、①医療分(74歳以下の医療費に充てる分)、②支援金分(後期高齢者医療制度加入者の医療費に充てる分)と③介護分(40歳から64歳のうち、介護保険の第2号被保険者が負担する分)で構成されています。このうち②と③の賦課限度額が平成26年4月から2万円引き上げられ、②16万円、③14万円となりました(①51万円は据置)。

国保の賦課方式には、主に4方式(所得割・資産割・被保険者均等割・世帯平等割)、3方式(所得割・被保険者均等割・世帯平等割)、2方式(所得割・被保険者均等割)があり、方式の選択は市区町村が決めます。たとえば3方式の場合は、まず①、②、③に分け、それぞれ所得割額(国保加入者全員の前年所得から算出)、均等割額(加入者数1人あたりの額)及び平等割額(一世帯あたりの額)を計算し、それを合計した額になります。